



ゆずり葉だより

健康で
明るい
まちづくり



秋 第49号

編集・発行/ゆずり葉コミュニティ 広報部 発行部数 4,500部
 住所 〒665-0024 宝塚市逆瀬台6丁目1番1号 宝塚市立逆瀬台小学校内
 <Eメール> yuzuriha-c@wing.zero.ad.jp 連絡先/中村 TEL72-5644
 <ホームページ> http://wing.zero.ad.jp/~zbc10551/yuzuriha-c.html

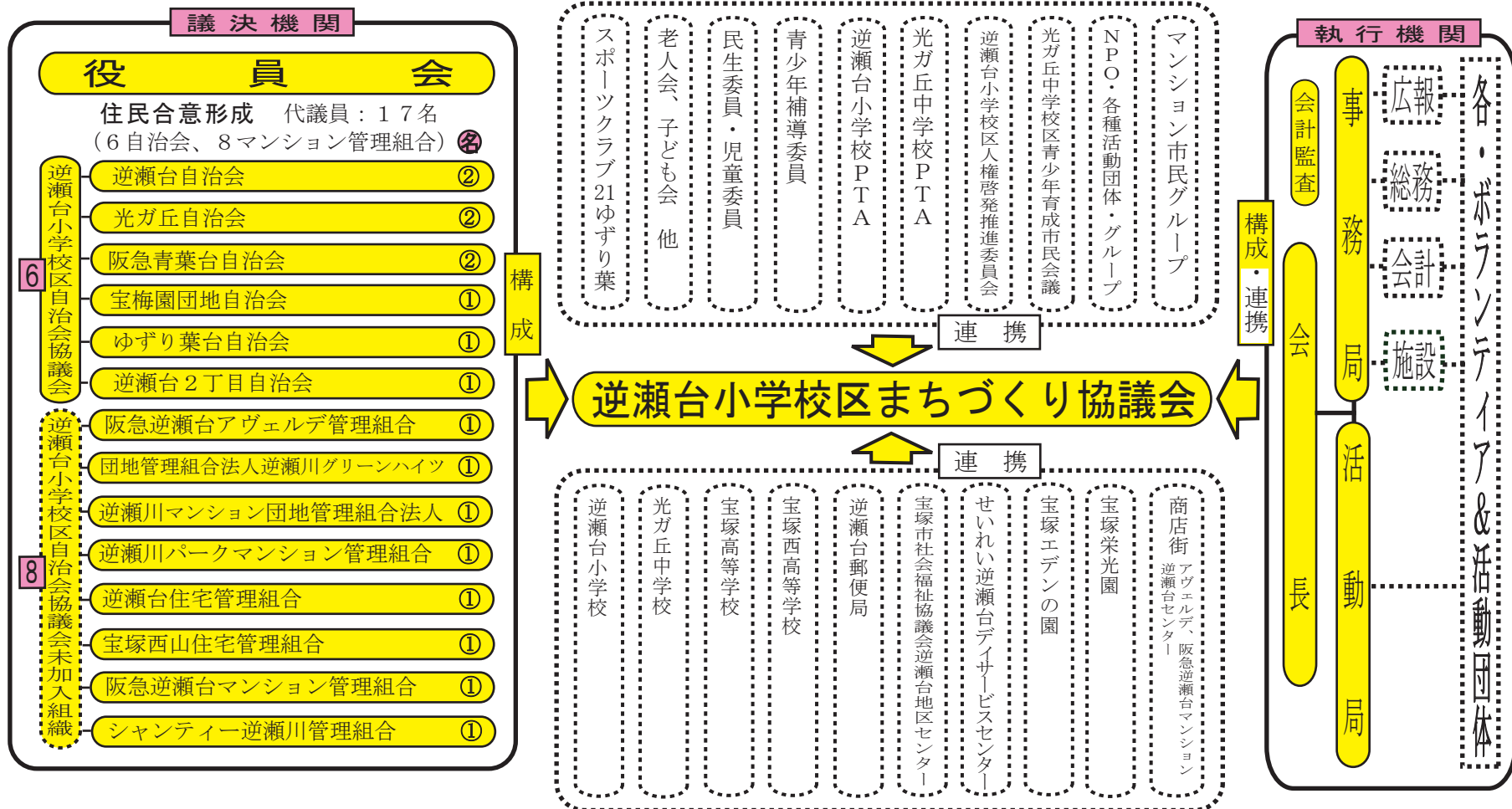
逆瀬台小学校区
10,000人のまちづくり

	改正前	改正後
役員	28名	17名
内役職役員	17名	4名
委員	50名	—
改正役職役員内訳:		
会長1、会計監査1、		
事務局長1、活動局長1		

逆瀬台小学校校区の地域自治に向けて

会則改正の素案ができました!!

《付帯資料》 図I 逆瀬台小学校校区まちづくり協議会組織概念図 (案)



**次は正式な会則となりますので、
11月20日(火)までに皆さんのご意見を!!**

今回の会則改正は、部分的なものではなく基本から組織のあり方を見直す会則となります。ゆずり葉だより前号の夏・第48号では、6自治会長、8管理組合理事長の会則改正検討座談会を掲載しました。それ以降は、このメンバーにゆずり葉コミュニティのブロック代表も加わり広く議論をしております。ゆずり葉コミュニティは、前年度からブロック会議や役員会で議論を進めてまいりました。その結果次のような会則改正案の素案がまとまりました。皆さんのご意見・ご提案があれば、11月20日(火)までに地域の役員にご連絡をお願いします。

「逆瀬台小学校校区まちづくり協議会」会則改正(案)

- 第1条(名称) 本会は、「逆瀬台小学校校区まちづくり協議会」を正式名称とし、「ゆずり葉コミュニティ」を通称名とする。
- 第2条(会員) 本会の会員は、逆瀬台小学校校区の「6自治会員及び8管理組合員を主体」とする当該区域内に居住する総ての住民とする。
- 第3条(事務所) 本会の事務所は、「宝塚市逆瀬台6丁目1番1号逆瀬台小学校北館1階、ゆずり葉コミュニティルーム準備室内」に置く。
- 第4条(目的と活動) 少子高齢化社会・生涯学習社会の到来に応じ、地域住民自身による「文化知識の充実・健康福祉の増進・自然保護・生活環境の向上等」を目的とする地域活動を支援し、住民の相互交流の活性化を図ると共に、「心豊かなコミュニティ造り、住んで良かったと思えるまちづくり」を実現することを旨とし、必要なあらゆる活動を行う。
- 第5条(役員会)
 - 5-1 役員会は「別表I」記載の逆瀬台小学校区内の「6自治会及び8管理組合」から選出された17名の「役員」で構成され、任期は4月1日から3月31日までの1年間とする。ただし再任を妨げない。
 - 「役員」に欠員が生じたときは、前任者の残任期間を任期とする新たな「役員」を選出する。
 - 5-2 役員会は「会長」または「1/3以上の役員」の要請により開催され、「役員」の1/2以上の出席により成立する。ただし委任状をもって出席に代えることが出来る。
 - 5-3 役員会は「逆瀬台小学校区住民の最高議決機関」とすると同時に「逆瀬台小学校区における」まちづくり「に関する諸問題を解決する「話し合いの場」である。
 - 5-4 役員会での「話し合い」によって結論が得られないときは「会長」又は「1/3以上の役員」の要請により「議決」を行う。
 - 5-5 「議決」は「別表II」記載の「6自治会及び8管理組合の議決点数」の合計点数の多少により賛否を決する。
 - 5-6 役員会は、会則の「制定」及び「改定」を行う権限を有する。
 - 5-7 役員会は、「会長」「会計監査」「事務局長」及び「活動局長」の任免権を有する。
 - 5-8 年度初頭の4月内に必ず開き、次条に定めた各項目を履行するための「役員会」を「総会」と称する。